

ID: 0526

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	景観協定の変更の認可
法令名 根拠条項	景観法 第84条第1項
法令番号	平成16年法律第110号
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第84条第1項の規定による。</p> <p>(景観協定の認可)</p> <p>第83条 景観行政団体の長は、第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第81条第2項各号に掲げる事項(当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 建築基準法第4条第1項の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第81条第2項第2号ロに掲げる事項を定めた景観協定について前項の認可をしようとするときは、前条第2項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>3 景観行政団体の長は、第1項の認可をしたときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該景観協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、景観協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。</p> <p>(景観協定の変更)</p> <p>第84条 景観協定区域内における土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p> <p>○都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令</p> <p>(景観協定の認可の基準)</p> <p>第11条 法第83条第1項第3号(法第84条第2項において準用する場合を含む。)の国土交通省令・農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 景観協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。</p> <p>(2) 法第81条第2項第2号の良好な景観の形成のための事項は、法第8条第2項第2号の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合していなければならない。</p> <p>(3) 法第81条第2項第2号へに規定する農用地の保全又は利用に関する事項は、法第55条第1項の景観農業振興地域整備計画が定められている場合は、当該計画に適合していなければならない。</p> <p>(4) 景観協定の有効期間は、5年以上30年以下でなければならない。</p> <p>(5) 景観協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。</p>	

- (6) 景観協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- (7) 景観協定区域隣接地の区域は、景観協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

○長門市景観条例

(景観協定)

第28条

- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、その内容が規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、これを景観協定として認可することができる。
- 3 市長は、前項の規定による認可をしたときは、その旨を通知するものとする。
- 4 前2項の規定は、法第84条第1項の規定による景観協定の変更及び法第88条第1項の規定による景観協定の廃止について準用する。

○長門市景観条例施行規則

(景観協定)

第20条 条例第28条第2項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 協定区域内の土地、建築物等又は広告物の利用を不当に制限するものでないこと。
- (2) 条例第1条の目的に合致するものであること。
- (3) 協定の変更は、締結者の全員の合意によるものとされていること。
- (4) 協定の廃止は、締結者の過半数の合意によるものとされていること。

<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 31 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日